

参 考 資 料

- 1 平成31年・令和元年等に公布・施行された主な人権に関わる法律
- 2 平成31年・令和元年（2019年）の人権に関する主な動き
（国・地方公共団体の動き、人権に関わるトピックス）
- 3 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）平成31年度実施方針

《参考：京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）の項目》

○ 個別の人権問題

○同和問題 ○女性 ○子ども ○高齢者 ○障害のある人 ○外国人

○ハンセン病・感染症・難病患者等 ○犯罪被害者等

○さまざまな人権問題

〔「ホームレス」「性自認、性的指向」「刑を終えて出所した人」
「アイヌの人々、婚外子、識字問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」〕

○社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

〔「インターネット社会における人権の尊重」「個人情報の保護」
「安心して働ける職場環境の推進」「自殺対策の推進」〕

○ 人権教育・啓発の場・手法等

【あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進】

①保育所・幼稚園・認定こども園 ②学校 ③地域社会 ④家庭 ⑤企業・職場

【人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進】

①教職員・社会教育関係職員 ②医療関係者 ③保健福祉関係者 ④消防職員
⑤警察職員 ⑥公務員 ⑦メディア関係者等

【人権教育・啓発の推進方策】

①指導者の養成 ②人権教育・啓発資料等の整備
③効果的な手法による人権教育・啓発の実施 ④調査・研究成果の活用
⑤相談機関相互の連携・充実 ⑥国、市町村、民間団体等との連携・協働